

産 業 廃 棄 物

処 分 業

特別管理産業廃棄物

## 許可申請の手引き

※ 本市窓口における許可申請に際しては、  
必ず事前に予約をしてください。

予約電話番号 092-711-4303

福岡市 環境局 産業廃棄物指導課

## ○ 処分業 許可申請（新規・更新）、変更許可申請

1. 許可申請の流れ
2. 許可申請における注意事項
3. 許可申請に係る必要書類一覧表
4. 許可申請書の作成時の注意事項
5. 申請手数料
6. 許可の有効期限
7. 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

## ○ 様式集（別冊）

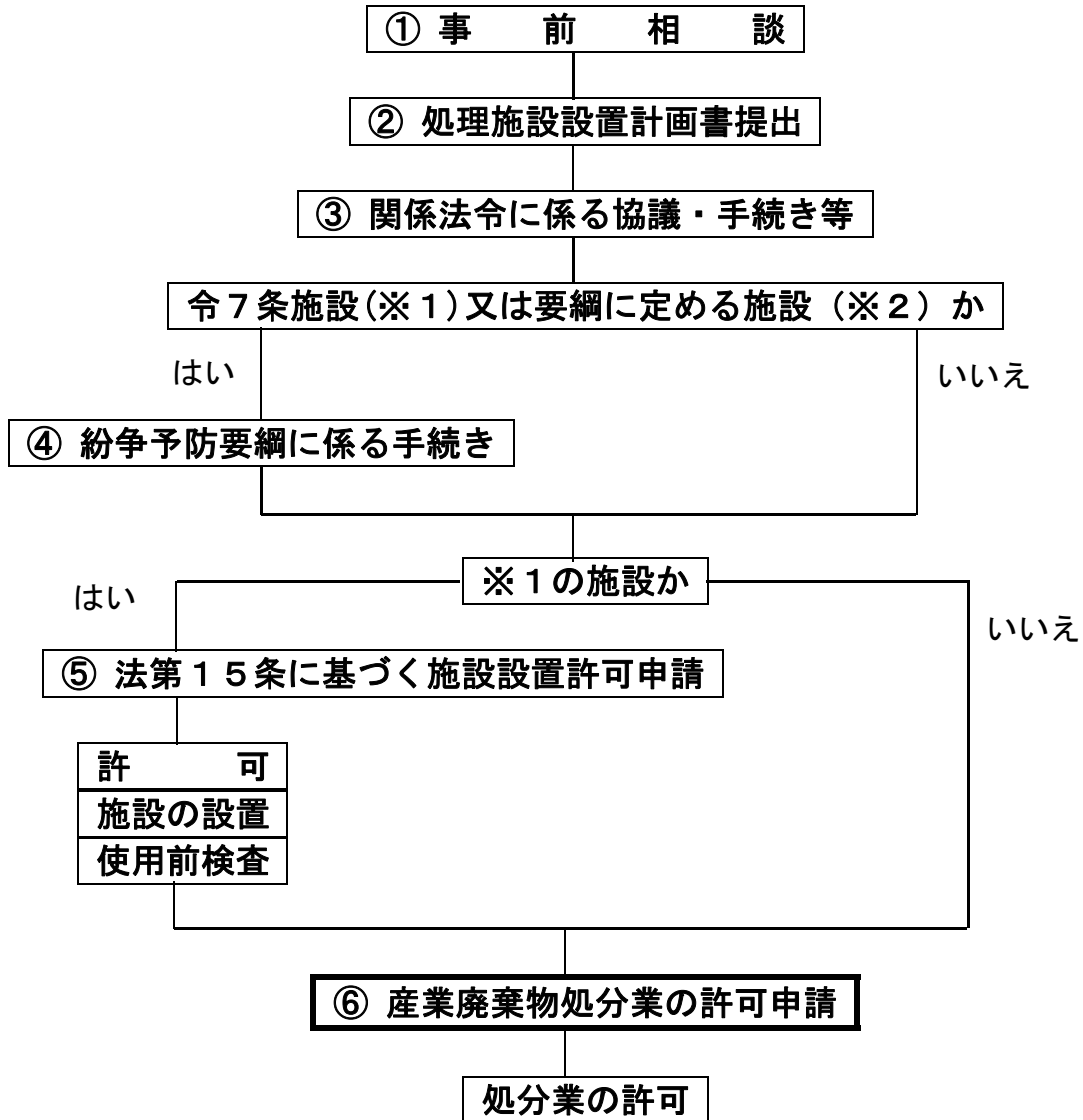
- 省令様式第八号 産業廃棄物処分業許可申請書（新規・更新）
- 省令様式第十号 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（変更許可）
- 省令様式第十四号 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書（新規・更新）
- 省令様式第十六号 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（変更許可）
- 市様式第一号 事業計画の概要を記載した書類
- 市様式第二号の1 事務所等付近見取図
- 市様式第二号の2 施設平面図
- 市様式第三号 施設使用承諾書
- 市様式第四号 誓約書
- 市様式第五号 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- 市様式第六号 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 市様式第七号 資産に関する調書（個人用）
- 市様式第八号 保管施設の概要

# 処分業許可申請（新規・更新）、変更許可申請

## 1. 許可申請の流れ

本市窓口における相談等には、必ず事前に予約してください。  
予約電話番号 092-711-4303

### ○フロー図



本手引きは、

⑥産業廃棄物処分業の許可申請の際の必要事項を記載したものです。

処理施設の新規設置、処理施設の変更にあたっては、必ず事前に相談・協議等（①～③）をお願いします。

事前の手続き等については、別途、お尋ねください。

※1 廃棄物処理法施行令第7条に定める施設

処 理 施 設	規 模 等
汚泥の脱水施設	処理能力 10m <sup>3</sup> /日 を超えるもの
汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外 処理能力 10m <sup>3</sup> /日 を超えるもの 天日乾燥 処理能力 100m <sup>3</sup> /日 を超えるもの
汚泥の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ・処理能力 5m <sup>3</sup> /日 を超えるもの ・処理能力 200kg/時間 以上のもの ・火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの
廃油の油水分離施設	処理能力 10m <sup>3</sup> /日 を超えるもの
廃油の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ・処理能力 1m <sup>3</sup> /日 を超えるもの ・処理能力 200kg/時間 以上のもの ・火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの
廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力 50m <sup>3</sup> /日 を超えるもの
廃プラスチック類の破碎施設	処理能力 5t/日 を超えるもの
廃プラスチック類の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ・処理能力 100kg/日 を超えるもの ・火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの
木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力 5t/日 を超えるもの 事業者が設置する移動式のものを除く
金属等を含む汚泥のコンクリート固型化施設	全てのもの
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全てのもの
廃水銀等の硫化施設	全てのもの
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全てのもの
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	全てのもの
廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の 焼却施設	全てのもの
廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	全てのもの
PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	全てのもの
産業廃棄物の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ・処理能力 200kg/時間 以上のもの ・火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの
遮断型最終処分場	全てのもの
安定型最終処分場	全てのもの（水面埋立地を除く）
管理型最終処分場	全てのもの

※2 福岡市紛争予防要綱別表第1に定める施設

処 理 施 設	規 模 等
廃棄物処理法施行令第7条各号に規定する施設	全てのもの
動植物性残さ又は動物のふん尿の脱水施設	処理能力 10t/日 を超えるもの
動植物性残さ又は動物のふん尿の乾燥施設	天日乾燥以外 処理能力 10t/日 を超えるもの 天日乾燥 処理能力 100t/日 を超えるもの
ガラスくず等の破碎施設	処理能力 5t/日 を超えるもの
有機性汚泥、木くず、動植物性残さ、動物性固型不要物、動物のふん尿、動物の死体の処理施設（上記を除く。）	処理能力 5t/日 を超えるもの
ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に規定する特定施設	全てのもの

## 2. 許可申請における注意事項

- 本市窓口における許可申請に際しては、必ず事前に予約してください。  
予約電話番号 092-711-4303
- 郵送による申請を希望される場合は、事前にご相談ください。
- 許可の更新の申請は、許可期限満了の2ヶ月前から受け付けております。
- 申請書は**正本1部、副本（正本を複写したもの可）1部**を提出してください。  
受付後、副本は返却します。
- 住民票等の証明書は、**発行後3ヶ月以内のもの**を添付してください。  
なお、証明書原本と複写したものとを照合確認できる場合は、複写書類の添付で構いません。
- 申請書類は、すべて片面（**両面作成不可**）で作成してください。
- 様式は、福岡市役所ホームページの『申請書ダウンロード』からダウンロードできます。

### 福岡市ホームページアドレス

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/lifeinformation/net-tetsuduki/downloadservice/index.html>

### 3. 許可申請に係る必要書類一覧表 (正本1部・副本1部作成のこと)

	内容	様式または取得先等	個人の場合			法人の場合		
			新規	更新	変更	新規	更新	変更
①	産業廃棄物処分業許可申請書(新規・更新)	省令様式第八号	○	○	—	○	○	—
	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(変更許可)	省令様式第十号	—	—	○	—	—	○
	特別管理産業廃棄物処分業許可申請書(新規・更新)	省令様式第十四号	○	○	—	○	○	—
	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(変更許可)	省令様式第十六号	—	—	○	—	—	○
②	事業計画の概要を記載した書類	市様式第一号	○	○	○	○	○	○
③	事務所等付近見取図	市様式第二号	○	○	○	○	○	○
④	保管施設場内の平面図、配置図	市様式第二号	○	○	○	○	○	○
⑤	処理施設場内の平面図、配置図	市様式第二号	○	○	○	○	○	○
⑥	施設使用承諾書又は賃貸借契約書の写し(土地、建物、施設を借り受けている場合のみ)	市様式第三号	△	△	△	△	△	△
⑦	誓約書(欠格事項に該当しない旨の誓約書)	市様式第四号	○	○	○	○	○	○
⑧	処分後の産業廃棄物処理方法説明書	市様式第五号	○	○	○	○	○	○
⑨	所要資金及び調達方法説明書	市様式第六号	○	○	○	○	○	○
⑩	資産に関する調査	市様式第七号	○	○	○	—	—	—
⑪	保管施設の概要を記載した書類	市様式第八号	○	○	○	○	○	○
⑫	処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図等	自ら用意	○	○	○	○	○	○
⑬	処理工程図	自ら用意	○	○	○	○	○	○
⑭	処理方式等の概要説明書(パンフレット等)	自ら用意	△	△	△	△	△	△
⑮	処理能力計算書	自ら用意	○	○	○	○	○	○
⑯	処理施設の写真(新規の場合)	自ら用意	○	—	—	○	—	—
⑰	環境保全施設に関する資料	自ら用意	△	△	△	△	△	△
⑱	処理施設の所有を証する書類(納品書等)	自ら用意	○	○	○	○	○	○
⑲	保管施設用地、処理施設用地の登記事項証明書および地番を記載した地図もしくは公図	法務局	○	○	○	○	○	○
⑳	建物の登記事項証明書(建物内に施設を設置している場合)	法務局	△	△	△	△	△	△
㉑	保管施設の平面図、立面図、断面図、構造図等	自ら用意	○	○	○	○	○	○
㉒	保管面積・保管容量計算書	自ら用意	○	○	○	○	○	○
㉓	申請法人の定款又は寄附行為の写し	自ら用意	—	—	—	○	○	○
㉔	申請法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	法務局	—	—	—	○	○	○
	法定代理人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(申請者の法定代理人が法人である場合のみ)	法務局	△	△	△	—	—	—
㉕	住民票(本籍は記載、マイナンバーは記載なし)(申請者、法定代理人(法定代理人が法人である場合、その役員を含む。)、申請法人の役員・株主・出資者、政令使用人)	市区町村役場	○	○	○	○	○	○
㉖	登記されていないことの証明書または医師の診断書等(申請者、法定代理人(法定代理人が法人である場合、その役員を含む。)、申請法人の役員・株主・出資者、政令使用人)	法務局または自ら用意	○	○	○	○	○	○
㉗	法人株主又は出資者の登記事項証明書	法務局	—	—	—	△	△	△
㉘	政令使用人にかかる委任状及び職位証明書、会社の組織図	自ら用意	—	—	—	△	△	△
㉙	修了証「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(処分課程)」の写し	自ら用意	○	○	○	○	○	○
㉚	直前3年間の貸借対照表	自ら用意	—	—	—	○	○	○
	直前3年間の損益計算書	自ら用意	—	—	—	○	○	○
	直前3年間の株主資本等変動計算書	自ら用意	—	—	—	○	○	○
	直前3年間の個別注記表	自ら用意	—	—	—	○	○	○
㉛	直前3年間の法人税納税証明書(その1・納税額等証明用)	税務署	—	—	—	○	○	○
	直前3年間の申告所得税納税証明書(その1・納税額等証明用)	税務署	○	○	○	—	—	—
㉜	既存許可証の写し(他の自治体で許可を取得している場合)	自ら用意	△	—	—	△	—	—
㉝	最終処分場に係る一件書類	—	係員から説明を受けて下さい					

○ …… 必ず添付しなければならないもの

△ …… 必要な場合のみ添付しなければならないもの

※ 先行許可証の提示により、添付を一部省略することができる書類があります。

各自治体で添付を省略することができる書類が異なるため、詳しくは申請先の自治体にご確認ください。

## 4. 許可申請書の作成時の注意事項

### (1) 各書類の注意事項

#### ① 申請書

- ・ 産業廃棄物処分業許可申請書（新規・更新）（省令様式第八号）
  - ・ 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（変更許可）（省令様式第十号）
  - ・ 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書（新規・更新）（省令様式第十四号）
  - ・ 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（変更許可）（省令様式第十六号）
- 以上のうち、許可及び申請内容に応じた申請書を使用してください。

#### ①-1 申請書（第1面）

- ・ 郵便番号、電話番号を必ず記入してください。
- ・ 「事業の範囲」の欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）で規定された産業廃棄物の品目を記入してください。  
(各産業廃棄物の品目の表記は、「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉋さい、がれき類、ダスト類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固型不要物、動物のふん尿、動物の死体、政令第13号廃棄物」とすることとしております。)
- ・ 当該産業廃棄物に『石綿含有産業廃棄物を含む』か『除く』かを明記してください。  
※「石綿含有産業廃棄物」とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（特別管理産業廃棄物の廃石綿等を除く）です。
- ・ 当該産業廃棄物に『水銀使用製品産業廃棄物を含む』か『除く』かを明記してください。  
※「水銀使用製品産業廃棄物」とは、施行規則別表第4に記載された製品、その組込製品、その他水銀を使用している旨の表示がある製品が産業廃棄物となったもので、例えば、蛍光管、水銀式血圧計、水銀体温計があります。
- ・ 当該産業廃棄物に『水銀含有ばいじん等を含む』か『除く』かを明記してください。  
※「水銀含有ばいじん等」とは、水銀を15mg/kgを超えて含有する「燃え殻、鉋さい、ダスト類（ばいじん）、汚泥」（特別管理産業廃棄物を除く）、水銀を15mg/Lを超えて含有する「廃酸、廃アルカリ」（特別管理産業廃棄物を除く）です。
- ・ 「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず等」の3品目については、『自動車等破砕物を含む』か『除く』かを「事業の範囲」の欄に記入してください。  
※「自動車等破砕物」とは、廃自動車等を破砕機で細かく砕いたもの（シュレッダーダスト）であり、排出事業場・処分先が限定されます。
- ・ 「事務所」の欄には、福岡市で事業を行うにあたっての拠点（支店等）の住所を記入してください。本店のみの場合は、本店の住所を記入してください。
- ・ 「事業場」の欄には、「事務所」とは別の産業廃棄物の処理に関する作業場等がある場合、記入してください。なお所在地は、登記事項証明書上の土地の地番及び住居表示を記入（併記）してください。
- ・ 「事業の用に供するすべての施設」の欄には、施設ごとに、種類、設置場所、設置年月日、処理能力、令7条の施設については許可年月日及び許可番号を記入してください（欄が不足する場合は、別紙に記入してください。）。
- ・ 「保管を行う場合には」の欄には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さを記入してください（欄が不足する場合は、別紙に記入してください。）。
- ・ 「事業の用に供する施設の処理方式」の欄には、すべての処理施設についての処理方式を記入してください。

### ①-2 申請書（第2面）

- ・「既に処理業の許可を有している場合はその許可番号」の欄には、本市以外の他の自治体で産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の処理業許可（収集運搬業、処分業）を取得している場合は、自治体名と許可番号をすべて記入してください（欄が不足する場合は、別紙に記入してください。）。  
また、申請中の場合には、自治体名と申請年月日を記入してください。
- ・氏名又は名称には、必ずふりがなを記入してください。また、住民票に記載された（通称を含む全ての）氏名を記入してください。
- ・法定代理人または役員欄で該当者がいない場合は、「該当なし」と記載してください。
- ・役員欄には、法人登記事項証明書に記載されている取締役（監査役を含む）のほかに、執行役員、相談役や顧問といった役員と同等以上の権限を有する役職の方も記入してください（欄が不足する場合は、別紙に記入してください。）。
- ・役員等の「本籍」及び「住所」の欄は、住民票に記載された本籍及び住所を記載してください。

### ①-3 申請書（第3面）

- ・該当者がいない場合は、「該当なし」と記載してください。
- ・氏名又は名称には、必ずふりがなを記入してください。また、住民票に記載された（通称を含む全ての）氏名を記入してください。
- ・発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主（申請法人以外の法人が所有している場合も含む）又は出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者についてすべて記入してください（欄が不足する場合は、別紙に記入してください。）。  
なお、個人で申請する場合は、記入不要です。
- ・法人で役員以外の方が講習会を修了している場合は、「令6条の10に規定する使用人」の欄に講習会修了者の氏名等を記入してください。

### ②-1 事業計画の概要を記載した書類（市様式第一号の1）

- ・「事業の全体計画」の欄は、取り扱う産業廃棄物の処分過程を簡潔に記載してください。
- ・変更許可申請の際は、特に、変更部分を明確にして記載してください。
- ・「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類」の欄は、一品目ごとに記入してください（欄が不足する場合は、複写した様式に記入してください。）。
- ・「処分量」の欄は、予定数量で差し支えありません。
- ・「性状」の欄は、『固形状』、『泥状』、『液状』等を記載してください。  
（例えば、汚泥は『泥状』、動植物性残さは『固形状』と記入してください。）
- ・「予定排出事業場の名称及び所在地」の欄には、具体的な事業場が確定している場合にはその事業場名及び所在地を、未定の場合には『市内建設（解体）現場』や『市内食料品製造工場』等と記入してください。
- ・「処分方法」の欄には、申請書第1面（①-1）に記載した処分方法を記載してください。
- ・「予定処分先の名称及び所在地」の欄には、具体的な許可業者名と処理施設の所在地を記入してください。
- ・「予定処分先の名称及び所在地」が市外事業者の場合、原則としてその事業者の処分業の許可証の写しを添付してください。



## ②-2 事業計画の概要を記載した書類（市様式第一号の2・3）

- ・処理施設をすべて記入してください（複数の処理施設を有する場合は、複写した様式に記入してください。）。
- ・「設置場所」の欄は、処理施設を設置する所在地（土地）の地番、所有者、面積を記入してください。  
なお、所在地は登記事項証明書上の土地の地番及び住居表示を記入（併記）してください。
- ・「設置年月日」の欄は、令7条の施設については、「設置年月日」、「許可年月日」、「許可番号」を記入してください。令7条以外の施設については、「設置年月日」を記入してください。
- ・「処理能力」の欄は、処理する産業廃棄物すべてについて種類毎に記入してください。

## ②-3 事業計画の概要を記載した書類（市様式第一号の4）

- ・「処分業務の具体的な計画」の欄には、処理施設ごとに取り扱う産業廃棄物の種類を記入してください。
- ・「従業員内訳」の欄は、申請日現在の従業員数を記入してください。また、役員の数には監査役も含めた人数を記入してください。  
また、役員が事務員、作業員を兼任している場合は、当該役員の人数を（ ）で記入してください。

## ②-4 事業計画の概要を記載した書類（市様式第一号の5）

- ・大気汚染、粉じん、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、ねずみ・害虫発生等について、講ずる措置を記入してください。  
（措置と対象を整理して概要を記載してください。例えば、『建屋内に保管することで、飛散流出を防止する』、『散水することにより、粉じんの発生を防止する』、『防液堤を設置することで、流出を防止する』等）。  
なお、発生が見込まれない場合にはその旨を記載してください（例：悪臭が発生するような廃棄物は取り扱わない。）。

## ③ 事務所等付近見取図（市様式第二号の1）

- ・事務所、事業場、駐機場等の所在地を半径1km以内の見取図で記入してください。  
なお、所在地は登記事項証明書上の土地の地番及び住居表示を記入（併記）してください。
- ・主要道路や目印となる建物等を明記してください。

## ④ 保管施設場内の平面図・配置図（市様式第二号の2）

- ・事業場内での位置や配置がわかる図を添付してください。処理施設の配置図とまとめたものでも構いません。

## ⑤ 処理施設場内の平面図・配置図（市様式第二号の2）

- ・事業場内での位置や配置がわかる図を添付してください。保管施設の平面図とまとめたものでも構いません。

#### ⑥ 施設使用承諾書（市様式第三号）

- ・申請者が処理施設（設備等）、処理施設・保管施設に係る土地、処理施設・保管施設に係る建物の所有権を有しない場合は、施設使用承諾書又は賃貸借契約書の写し等を添付してください。なお、「継続的に使用する権限を有すること」が許可条件となるため、**許可期間と同程度以上の承諾又は契約期間**が必要です（自動更新が規定されている場合を除く。）。
- ・所有権を有する方が複数の場合は、**権利者全員の承諾**が必要です。

#### ⑦ 誓約書（欠格事項に該当しない旨の誓約書）（市様式第四号）

- ・申請者（法人の場合は役員、株主、出資者、政令使用人等）が、この書類に記載されている事項に該当する場合は、法の規定により許可できません。

#### ⑧ 処分後の産業廃棄物処理方法説明書（市様式第五号）

- ・産業廃棄物の種類ごと、処理方法ごとにすべて記入してください（欄が不足する場合は、複写した様式に記入してください。）。
- ・「発生量」の欄は、予定数量で差し支えありません。
- ・「処理方法」の「委託処理」の欄には具体的な処分業者名と処理施設の所在地を記入してください。産業廃棄物として処分（埋立処分又は中間処理）する場合において、処分業者が市外事業者の場合、原則としてその事業者の処分業の許可証の写しを添付してください。
- ・中間処理又は売却の場合は、具体的な方法を記入してください。

#### ⑨ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（市様式第六号）

- ・許可申請を行うにあたり、新たに購入したものがあればその内容と金額を記入し、係る資金をどのように調達したかを調達方法の欄に記入してください。
- ・「事業の開始に要する資金の総額」と「調達方法」の総額が同額になるようにしてください。
- ・新たに購入したものがなければ、「以前から〇〇業を行っており、既存の施設を利用するため、新たに購入するものはない。」等の理由を明記してください。

#### ⑩ 資産に関する調書（市様式第七号）

- ・個人で申請する方に提出していただく書類です。法人の場合は不要です。

#### ⑪ 保管施設の概要を記載した書類（市様式第八号）

- ・全ての保管施設について、産業廃棄物の種類ごと、保管場所ごとに、所在地、面積、保管上限（容量）、積み上げることができる高さを記入してください（欄が不足する場合は、複写した様式に記入してください。）。
- ・「設置場所」の欄は処理施設を設置する土地の**地番、所有者、面積**を記入してください。なお、所在地は**登記事項証明書上の土地の地番及び住居表示**を記入（併記）してください。
- ・「保管施設の概要」の欄は、構造、保管方法、寸法、面積等を記入してください。
- ・「環境保全措置の概要」の欄には、措置と対象を整理して概要を記載してください。（例えば、『建屋内に保管することで、飛散流出を防止する』、『散水することにより、粉じんの発生を防止する』、『防液堤を設置することで、流出を防止する』等）

#### **⑫ 処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図等**

- ・ 処理施設の構造だけではなく、設置場所の床面等の構造についても記入してください。
- ・ 建屋内に設置する場合は、建物の構造図等も添付してください。

#### **⑬ 処理工程図**

- ・ 処理の工程を詳しく示したものを添付してください。

#### **⑭ 処理方式等の概要説明書**

- ・ 各処理施設の処理方式の概要を示したものを添付してください。
- ・ メーカーのパフレット等があればそれを添付してください。

#### **⑮ 処理能力計算書**

- ・ 処理施設ごと、取り扱う産業廃棄物の種類ごとに「1日あたりの処理能力」を計算したものを添付してください。
- ・ 1日あたりの処理施設の稼働時間が8時間未満である場合は、8時間として計算してください。

#### **⑯ 処理施設の写真（新規のみ）**

- ・ 新規申請の場合は、処理施設の外観の写真を添付してください。

#### **⑰ 環境保全施設に関する資料**

- ・ 環境保全のための施設を設置する場合は、その施設の概要、構造等、処理能力に関する資料を添付してください。

#### **⑱ 処理施設の所有を証する書類**

- ・ 処理施設の納品書、領収書の写し等を添付してください。施設（設備）の所有権を有しない場合は、施設使用承諾書等を添付してください。

#### **⑲ 保管施設用地、処理施設用地に係る土地の登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）**

- ・ 土地の登記事項証明書を法務局にて取得し、添付してください。
- ・ 土地の筆界判断資料として、「地図（登記事項証明書の地番を記載したもの）」もしくは地図に準ずる図面として「公図」を添付してください。

#### **⑳ 建物の登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）**

- ・ 建物内に保管施設、処理施設を設置している場合は、その建物の登記事項証明書または全部事項証明書を法務局にて取得し、添付してください。

#### ㉑ 保管施設の平面図、立面図、断面図、構造図等

- ・ 取り扱う産業廃棄物の種類ごと、場所・設備ごとの構造等がわかるものを添付してください。
- ・ 容器等の構造だけではなく、設置場所の床面・側面等の構造（平面図・立面図・断面図等）についても記入してください。
- ・ 建屋内に設置する場合は、建物の構造図等も添付してください。

#### ㉒ 保管容量等計算書

- ・ 取り扱う産業廃棄物の種類ごと、場所・設備ごとに作成してください。
- ・ 施設の各寸法については、平面図、立面図、断面図、構造図等に記入したもので構いません。
- ・ 取り扱う産業廃棄物の種類ごと、場所・設備ごとに、保管方法を明示してください。平面図、立面図、断面図、構造図等に記入したもので構いません。
- ・ 取り扱う産業廃棄物の種類ごと、場所・設備ごとに、「面積」、「容積」、「積み上げることができる高さ」を計算したものを添付してください。

#### ㉓ 定款（または寄附行為）の写し

- ・ 申請時点で有効なもの（日付及び当該日付時点で有効なものである旨を記載したものを添付してください。
- ・ 法人登記事項証明書と相違する内容に関しては『取締役会の議事録』を添付してください。
- ・ 「目的」に産業廃棄物処分業や産業廃棄物処理業などの記載が必要です。

#### ㉔ 法人登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

- ・ 法人の履歴事項全部証明書を法務局にて取得し、添付してください。
- ・ 申請者の法定代理人が法人の場合は、法定代理人の法人登記事項証明書も必要です。
- ・ 「目的」に産業廃棄物処分業や産業廃棄物処理業などの記載が必要です。

#### ㉕ 住民票（発行後3ヶ月以内のもの）

- ・ 申請者、役員、5%以上の株主または出資者、政令使用人、法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員）の住民票（※）を市区町村役場にて取得し添付してください。  
※本籍は、記載されたものであること。  
マイナンバー（個人番号）は、記載されていないものであること。
- ・ 役員の方が株主または出資者として重複する場合は、住民票は1通で構いません。

#### ㉔ 登記されていないことの証明書または医師の診断書等（発行後3ヶ月以内のもの）

- ・申請者、役員、5%以上の株主または出資者、政令使用人、法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員）の「登記されていないことの証明書（※1）」または「医師の診断書等（※2）」を取得し、添付してください。  
※1「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことの証明書。  
※2「精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない」ことの証明書。
- ・「登記されていないことの証明書」に関するご質問等は法務局へお問い合わせください。

#### ㉕ 株主又は出資者の法人登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

- ・5%以上の株主または出資者が法人の場合は、法人の登記事項証明書または履歴事項全部証明書を法務局で取得し、添付してください。

#### ㉖ 政令使用人に係る委任状、職位証明書、会社の組織図

- ・法人で、役員以外の方が講習会を修了している場合は、会社が講習会修了者に対して「産業廃棄物処分業に関する一切の権限を委任する」旨を証明した書類（委任状）、会社が修了者の職位（支店長等の役職）を証明した書類（委任状兼用でも可）、会社の組織図を添付してください。

#### ㉗ 講習会の修了証の写し

- ・公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会を受講してください。
- ・法人の場合は、原則として登記上の役員（監査役及び監査役に準ずるものを除く。）が受講してください。役員以外では、事業の拠点がある支店等の責任者が受講することもできますが、その場合は、令6条の10に規定する使用人として別途書類の提出が必要となります。
- ・講習会の修了証の有効期限が切れている場合は、申請を受付できません。  
「新規」の修了証に記載された日付が、申請日から遡って5年以内であれば有効です。  
「更新」の修了証に記載された日付が、申請日から遡って2年以内であれば有効です。
- ・許可の区分に符合する内容の講習会修了証を添付してください。  
ただし、特別管理産業廃棄物処分業の修了証については、特別管理産業廃棄物処分業のみならず、産業廃棄物処分業の申請も認めております。
- ・新規許可申請の場合は、「新規」の修了証の写しを添付してください。ただし、本市以外の他自治体で既に許可を取得している場合は、「更新」の修了証の写しでも構いません。
- ・更新許可申請の場合は、「新規」、「更新」どちらの修了証の写しでも構いません。
- ・変更許可申請の場合は、直近の新規または更新の申請時に添付した修了証の写しでも構いません。
- ・申請直前に講習会を受講した等の理由により、申請時に修了証の写しの添付が間に合わない場合は、講習会実施機関のホームページ（受講者マイページ）上の「**合否確認画面（合格したことが確認できるもの）**」を印刷したもの（印刷方法等については講習会実施機関にお問い合わせください）を申請書に添付してください。なお、修了証の交付後、速やかに修了証の写しを提出してください。
- ・修了したことを証する必要があるため、「受講申込書」「受講票」では受付できません。

### ③⑩ 直前3ヶ年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

- ・会社設立から3年を経過していない場合は、3年分を提出できない旨を記載した理由書を添付してください。
- ・決算月が年度途中で変更されている場合は、4期分（3年以上）を添付してください。

### ③⑪ 直前3ヶ年分の法人税（個人の場合は申告所得税）の納税証明書

- ・法人税（申告所得税）のその1・納税額等証明用の納税証明書を税務署で取得し、添付してください。

#### ※ 経営改善計画書

- ・法人で、3期連続で単年度赤字決算（経常利益がマイナス）の場合、または、直前の決算で債務超過（資本金合計がマイナス）の場合は、法人代表者印を押印した経営改善計画書を提出してください。
- ・経営改善計画書には、赤字または債務超過になった理由とそれらを解消していくための具体的な方策を記載し、今後5年間の売上高、経費、利益等の見込みを決算期ごとに表で示してください。
- ・赤字や債務超過額の程度によっては、他の書類が必要となる場合があります。担当者の指示に従ってください。なお、審査の結果、不許可となる場合もあります。

### ③⑫ 許可証の写し

- ・新規許可申請で、他の自治体で許可を取得している場合は、その許可証の写しを添付してください。

### ③⑬ 最終処分場に係る一件書類

- ・係員から説明を受けてください。

## (2) 先行許可証の提出による添付書類の省略について

- ・本市以外の自治体の許可証の写しを先行許可証として提出する場合は、「法施行規則第9条の2第8項（産業廃棄物収集運搬業許可証）、第10条の4第7項（産業廃棄物処分業許可証）、第10条の12第2項（特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証）、第10条の16第2項（特別管理産業廃棄物処分業許可証）、第11条第8項（産業廃棄物処理施設設置許可証）の規定による許可証の提出」の欄が「無」と記載されている必要があります。提出される場合は、下記の記載例に倣って許可証の枠外下に記載の上、提出してください。（以上の各条項の番号については規則改正と許可証の交付の時期によって、ずれがある場合があります。）
- ・先行許可証を提出することにより「登記されていないことの証明書」及び申請法人の発行済株式総数の5%以上の株式を所有している法人株主の「法人登記事項証明書（または履歴事項全部証明書）」の添付を省略できます。
- ・先行許可証を提出する場合は、住民票については、発行後6ヶ月以内の複写した住民票（※）の添付でも構いません。

※本籍は、記載されたものであること。

マイナンバー（個人番号）は、記載されていないものであること。

※なお、自治体により先行許可証の提出により省略することができる添付書類が異なるため、詳しくは申請する自治体の担当者に直接確認してください。

### 先行許可証記入例

5. 規則第〇〇条第〇項の規定による許可証の提出	無
--------------------------	---

先行許可証として提出します。

福岡市中央区天神1丁目1番1号  
福岡株式会社  
代表取締役 福岡 太郎

## (3) 優良産業廃棄物処理業者認定に係る書類の添付について

- ・優良産業廃棄物処理業者の認定を受ける場合は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）を参考に必要書類を作成の上、添付してください。
- ・詳しくは係員から説明を受けてください。

## 5. 申請手数料

許可申請に係る手数料は、次のとおりです。

いったん受領した申請手数料は、**いかなる場合にも返還できません**のでご了承ください。

処理業の種類	申請の内容	申請手数料
産業廃棄物処分業	新規許可申請	100,000円
	変更許可申請	92,000円
	更新許可申請	94,000円
特別管理産業廃棄物処分業	新規許可申請	100,000円
	変更許可申請	95,000円
	更新許可申請	95,000円

## 6. 許可の有効期限

許可の期限は、業の種類にかかわらず5年間ですが、優良産業廃棄物処理業者の認定を受けた者は7年間になります。いずれの場合にも、許可満了後に業を継続して行う場合は、許可更新の手続きが必要です。

許可の更新を行う場合は、**許可期限満了の2ヶ月前**から更新の申請を行ってください。

なお、変更許可を行った場合は、すでに受けている許可の期限内での内容変更となりますので、変更許可によって許可の期限が延長されることはありません。

## 7. 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

許可に際し、「申請者がその事項を的確に行うに足る知識及び技能を有すること」が要件とされています。この要件を満たすためには、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する『産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会』を受講し、修了証の交付を受けることが必要です。

また、申請を行う許可の区分によって受講しなければならない講習会が異なります。

講習会の日程や申し込み要領等については、各都道府県の産業廃棄物協会にお問い合わせください。

講習会実施機関：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

ホームページアドレス <http://www.jwnet.or.jp/>

講習会受付機関：公益社団法人福岡県産業資源循環協会 TEL. 092-651-0171

ホームページアドレス <http://www.f-sanpai.com/>



許可申請の事前予約・産業廃棄物に関するご相談は

**福岡市 環境局 産業廃棄物指導課**

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号  
福岡市役所 行政棟13階

TEL (092) 711-4303

FAX (092) 733-5592

までお問合せください。